



# マイナ保険証について

マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードのことです。



2025年12月1日をもってすべての健康保険証の有効期限が満了しました。

現在は『マイナ保険証』もしくは『資格確認書』で確認することになっています。よって医療機関の受診や薬局利用時には、これらのいずれかを持参してください。

尚、マイナ保険証で受付した場合の資格や診療データは、受付時にしか確認ができないため、毎回の提示が必要となります。

(2026年3月までの暫定措置として、期限切れの健康保険証のみを持参した場合でも、資格確認をした上で保険給付できますが、原則は上記2点のいずれかを持参してください。)

マイナンバー  
カードで受付



## マイナ保険証の主なメリット

- 過去のお薬、診療データ、検査値にもとづく医療が受けられる。
- 救急現場で適切な応急処置や搬送先の選定ができる。
- 手続きなしで高額療養費制度を利用できる。
- マイナポータル連携で、確定申告時の医療費控除の入力が簡単になる。

## スマホでマイナ受付

スマートフォンに、マイナ保険証を追加設定するとスマホをかざすだけで受付ができます。カードを取り出す手間が省けてより便利になります。準備が整った医療機関・薬局から順次利用開始になっていますので、詳しくはスタッフにお尋ねください。

## 資格確認書について

マイナ保険証の利用登録をしていない方などに、健康保険証の有効期限が切れる前に保険者から交付されています。

保険者によって様式（カード型、はがき型、A4型など）が異なります。「資格情報のお知らせ」とは異なりますのでご注意ください。

## マイナンバーカードの有効期限

期限にはカード本体と、搭載された電子証明書の種類があり共に有効である必要があります。万一期限が切れた場合でも3ヶ月後まで保険証の利用はできますが、更新のお知らせが届いたら早めに市区町村窓口で更新手続きをしましょう。

カード本体	発行日から10回目の誕生日まで (未成年は5回目まで)
電子証明書	発行日から5回目の誕生日まで

## もしもの時の対応

### 暗証番号を間違えた場合

マイナ保険証として利用する際に必要なのは、利用者証明用電子証明書として設定した4桁のパスワードです。3回間違えるとロックがかかります。マイナポータルアプリがあればコンビニ端末で、なければ市区町村窓口で再設定をおこなってください。ただし、ロックがかかっても顔認証またはスタッフによる目視確認ができれば健康保険証としての利用は可能です。

### 紛失・盗難時

マイナンバーカード総合窓口「0120-95-0178」で利用の一時停止手続きができます。24時間365日対応です。見つかったら市区町村で解除手続きを行いましょう。

### 【参考文献】

- ・画像引用元  
オンライン資格確認に関する周知素材について | 厚生労働省
- ・厚生労働省HP マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)
- ・厚生労働省HP スマートフォンのマイナ保険証利用について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_60802.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html)